

令和6年度鹿児島県児童養護施設等物価高騰対策支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）等の取組に対応し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰（以下「物価高騰」という。）の影響を受けている民間の児童養護施設、児童心理治療施設、乳児院、小規模住居型児童養育事業を行う事業所（ファミリーホーム）、里親、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業を行う事業所（自立援助ホーム）、助産施設（以下「民間児童養護施設等」という。）に対し、安心・安全で質の高い支援を実施し、安定的な運営を行うことができるよう、ＬＰガス使用に係る経費及び食材費（以下、「ＬＰガス等」という。）の価格高騰分の一部を支援するための児童養護施設等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、入所児童等への安定的な支援の継続に資することを目的とする。

（支給の要件）

第2条 鹿児島県（以下「県」という。）は、前条の目的を達成するため、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日付けこ支家第47号こども家庭庁長官通知）における措置費等（以下「措置費等」という。）により運営されている県内の民間児童養護施設等のうち、令和6年4月1日から令和7年3月7日までの間において、県が支弁する令和6年度に係る措置費等の対象施設等であり、かつ、物価高騰等によるＬＰガス等の高騰分を価格転嫁できない次の民間児童養護施設等（以下「支給対象施設等」という。）に対し、給付金を支給する。

ただし、民間児童養護施設等のうち、里親については、食材費の価格高騰に係る支援に関する給付金のみ支給の対象とし、また、令和6年4月1日から同年5月31日までの間において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に基づく児童の養育委託（以下「児童の養育委託」という。）を受けておらず、かつ、同年6月1日から令和7年3月末日までの間に児童の養育委託を受けた場合も支給の対象とする。

支給対象施設等の種別	設置運営主体等
・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 乳児院 ・ 小規模住居型児童養育事業を行う事業所（ファミリーホーム） ・ 里親 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童自立生活援助事業を行う事業所（自立援助ホーム） ・ 助産施設	・ 社会福祉法人 ・ 小規模住居型児童養育事業を行う者 ・ 児童の養育委託を受けている里親家庭 ・ 児童自立生活援助事業を行う者 ・ 助産施設を運営している者

(給付金の支給等)

第3条 県は、支給対象施設等に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象施設等に対して支給する給付金は、次に定める金額のとおりとする。

(1) LPガスの使用に係る経費の支援

支給対象施設等の種別	給付金の金額
・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 乳児院 ・ 小規模住居型児童養育事業を行う事業所（ファミリーホーム） ・ 母子生活支援施設 ・ 児童自立生活援助事業を行う事業所（自立援助ホーム） ・ 助産施設	・ 令和6年4月1日から同年5月31日までの間において、県が令和6年度に係る措置費等を支弁した左記の施設等1か所当たり13,000円 ・ 令和6年6月1日から令和7年3月7日までの間において、県が令和6年度に係る措置費等を支弁した左記の施設等1か所当たり41,000円

(2) 食材費の価格高騰に係る支援

支給対象施設等の種別	給付金の金額
・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 乳児院 ・ 小規模住居型児童養育事業を行う事業所（ファミリーホーム） ・ 児童自立生活援助事業を行う事業所（自立援助ホーム）	1か所当たりの金額として、次の算出式により算出された金額。 【算出式】 $36,000円 \times (\text{令和6年5月31日時点における定員又は暫定定員})$

ただし、支給対象施設等のうち、里親、母子生活支援施設及び助産施設に対して支給する給付金は、次に定める金額のとおりとする。

支給対象施設等の種別	給付金の金額
・ 里親	1里親家庭当たりの金額として、次の算出式のいずれかにより算出された金額。 【算出式1】 令和6年4月1日から同年5月31日までの間において児童の養育委託を受けた里親家庭

支給対象施設等の種別	給付金の金額
	36,000円×（令和6年4月1日から同年5月31日までの間に同時に児童の養育委託を受けた最多委託児童数） 【算出式2】 令和6年4月1日から同年5月31日までの間において児童の養育委託を受けておらず、かつ、同年6月1日から令和7年3月末日までの間に児童の養育委託を受けた里親家庭 36,000円×（令和6年6月1日から令和7年3月末日までの間に同時に児童の養育委託を受けた最多委託児童数）
・ 母子生活支援施設	1か所当たりの金額として、次の算出式により算出された金額。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 【算出式】 36,000円×（令和6年5月31日時点における定員又は暫定定員）×（同年5月31日時点における県措置入所世帯数） ／（同年5月31日時点における入所措置世帯の総数）
・ 助産施設	1か所当たりの金額として、次の算出式により算出された金額。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 【算出式】 36,000円×（令和6年5月31日時点における定員又は暫定定員）×（同年5月31日時点における県措置入所者数） ／（同年5月31日時点における入所措置者の総数）

（支給の方法等）

第4条 知事は、支給対象施設等に対し、給付金の支給の通知を行う。

2 支給対象施設等は、前項の通知を受けた際、別記第1号様式により、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 知事は、知事が定める期限までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象施設等に対し、給付金を支給する。

ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

4 県は、措置費等を支弁している支給対象施設等の金融機関の口座（以下「口座」という。）に振り込むこととする。

5 県が支給を決定した場合は、口座に振り込むことで通知に代えることとする。

（その他）

第5条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。

この要綱は、令和7年3月7日から施行する。